令和6年度決算に基づく健全化判断比率等について

I 健全化判断比率

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
志免町	— (—)	— (—)	4. 1 (4. 8)	— (—)
早期健全化基準	13.33	18.33	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

- 備考 1 ()の数値は令和5年度決算に基づく健全化判断比率
 - 2 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債比率又は将来負担 比率が算定されない場合、「一」を記載している。

<u>令和6年度決算</u>に基づく健全化判断比率は、全ての比率において早期健全 化基準及び財政再生基準の範囲内の数値となっています。

「実質赤字比率」は、一般会計等で実質赤字額が生じていませんので算定されていません。

「連結実質赤字比率」は、全ての会計において実質赤字額が生じていませんので、同じく算定されていません。

「実質公債費比率」は、前年度決算から 0.7 ポイント下降し、4.1%となっています。この比率は過去 3 年間の平均値を用いており、割合の分母である「標準財政規模の額」が、年々増加していることが下降している要因となります。

「将来負担比率」は、算定式の分子の構成要因である「将来負担額」よりも「充当可能財源等」の額が多かったため「実質的な将来負担額」がマイナスとなり、 比率は算定されていません。

Ⅱ 資金不足比率

(単位:%)

	資金不足比率	経営健全化基準	
水道事業会計	_ (-)	20. 0	
流域関連公共下水道	_	20.0	
事業会計	(-)		

- 備考 1 ()の数値は<u>令和5年度決算</u>に基づく資金不足比率
 - 2 資金不足比率が算定されない場合、「-」を記載している。

<u>令和6年度決算</u>に基づく資金不足比率について、いずれの会計も資金不足 額は生じていません。

(参考)用語の解説

○実質赤字比率

標準財政規模に対する一般会計の実質赤字額の比率です。

○連結実質赤字比率

標準財政規模に対する全ての会計の実質赤字額又は資金不足額の割合です。

○実質公債費比率

一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合です。

○将来負担比率

一般会計、特別会計及び一部事務組合等で借り入れた地方債のほか、退職手当支 給予定額など一般会計が将来負担すると見込まれる額の標準財政規模に対する割合 です。

○資金不足比率

公営企業の事業の規模に対する資金の不足額の割合です。

○標準財政規模

標準税収入額等、普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額の合計額です。

○早期健全化基準

財政の早期健全化(地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した場合において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ること)を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて政令で数値を定めています。

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが、早期健全化基準以上である場合、財政の早期健全化のための計画を定めなければなりません。

○財政再生基準

財政の再生(地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図ること)を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて政令で数値を定めています。

地方公共団体は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれ かが財政再生基準以上である場合は、財政の再生のための計画を定めなければなり ません。